

---

## 第3章 計画の目指すもの

---

### 1 基本理念

#### 基本理念

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、  
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

依存症の本人は、もともと何らかの生きづらさや孤独を抱えていて依存症に至った場合も少なくないと言われています。また、日常生活や健康に様々な困難を抱えている場合や、依存症により本人だけでなく、その家族等の生活も大きな影響を受け、家族等が苦しんでいる場合も多くあります。加えて、依存症について周囲から正しく理解されないこと等により、そうした困難が増長されていることもあります。

そのため、困難を抱える本人や家族等に対して、自分らしく健康的な暮らしに向かって回復を続けていくための支援を提供することが必要であると考えられます。

以上を踏まえ、本計画では、「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」を基本理念とします。

## 2 基本方針

### (1) 基本方針の考え方

先に掲げた基本理念を達成するため、本計画では、「依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること」を基本方針とします。

本計画は、依存症の本人や家族等への支援に着目し、依存症者支援における課題を整理するとともに、その解決に向けて行うべき施策を検討し、「一次支援・二次支援・三次支援」という3つのフェーズごとに各依存症の予防及び回復支援に軸足を置いた重点施策を取りまとめました。

一次支援から三次支援の各施策において、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携しつつ、効果的な支援を行うことが必要であると考えられます。

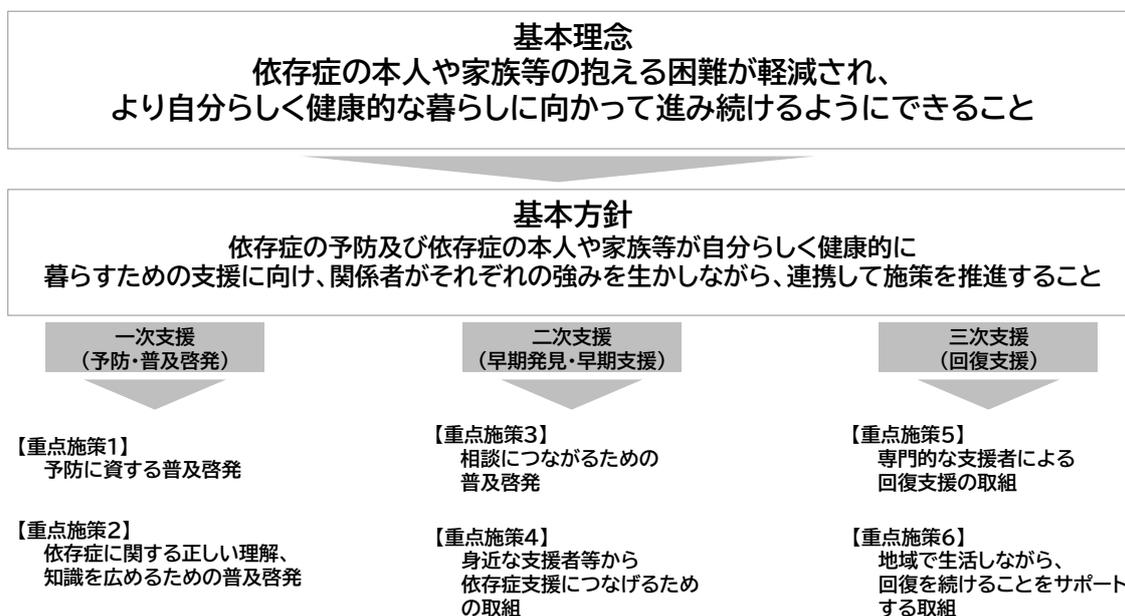
基本方針に則した、支援の段階ごとの施策対象と考え方は、下表の通りです。また、この基本方針に沿って次ページのように施策体系を設定します。

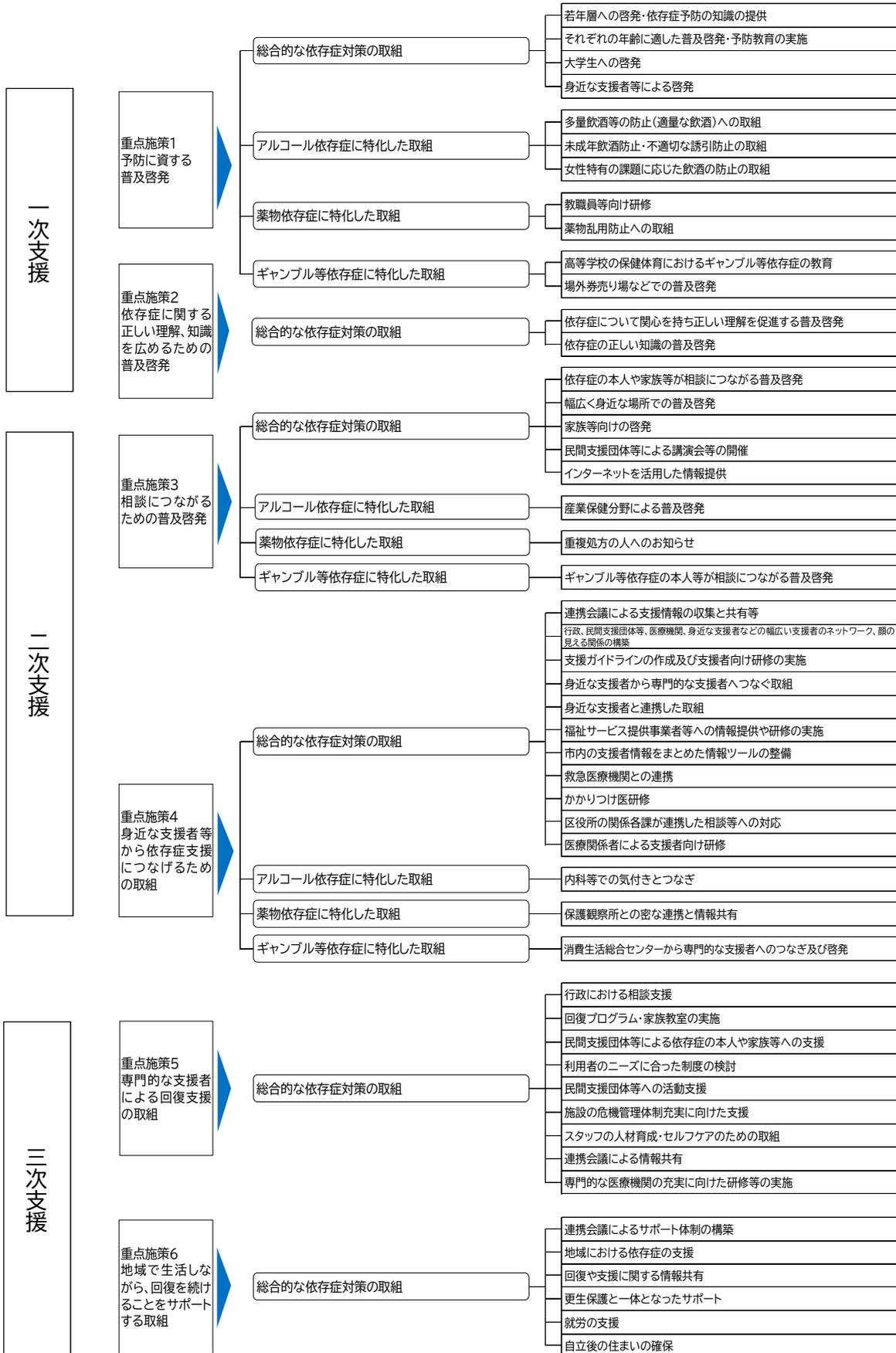
図表 3-1:本計画の基本方針と支援の段階ごとの考え方

| <b>基本方針</b>  |  |
|--|--|
| 依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること |  |

| 支援の段階               | 主な施策の対象                                     | 考え方  |
|---------------------|---|--|
| 一次支援<br>(予防・普及啓発)   | ●市民全般を対象としつつ、依存症のリスクの高い人も特に対象とします           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●依存症の予防に資する効果的な普及啓発を実施します</li> <li>●依存症に関する誤解や偏見は多く、支援につながる妨げとなっていることから、適切な治療や支援により回復可能であること等の正しい理解を普及するための啓発を実施します</li> </ul>                                    |
| 二次支援<br>(早期発見、早期支援) | ●依存症の本人・家族等や、依存症の疑いがありつつも支援につなげていない人を対象とします | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本人や家族等が依存症であるという認識を持ちにくいことや相談先がわからないことが、相談・支援への障壁となるため、早期に適切な支援につながるができるよう、普及啓発の取組を実施します</li> <li>●相談に至った人を、早期に適切な支援につなぐことができるよう、支援者間の情報共有・連携推進を実施します</li> </ul> |
| 三次支援<br>(回復支援)      | ●依存症からの回復段階にある人を対象とします                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●支援につながった人が回復し、自分らしく健康的な生活を送ることができるよう、依存症者の回復支援を行っている専門的な支援者による支援や、医療機関等との連携などの活動支援を推進します</li> <li>●依存症からの回復を続け、地域で生活するための支援に向けた取組を行います</li> </ul>                |

図表 3-2:本計画の施策体系





## (2) 基本方針の実現に向けた取組体制

基本方針の実現に向けて、本市こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談、さらには専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者(行政)、身近な支援者(行政以外)、依存症に関連する施策を行う本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

図表 3-3:基本方針の実現に向けた取組体制

